

第十二号の様式（第二十二條において読み替えて準用する第十二條関係）  
 （平21国交令51・追加）

（A 4）

住宅販売瑕疵担保保証金取戻承認書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第16条において読み替えて準用する同法第9条第2項の規定により、下記のとおり、住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しを承認する。

年 月 日

地方整備局長  
 北海道開発局長 印  
 知事

住所

氏名又は名称 殿  
 （法人にあっては、代表者の氏名）

記

- 1 基準日 年 月 日
- 2 取戻しを承認する住宅販売瑕疵担保保証金

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
			(計) イ

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計) ロ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計) ハ

(4) 取戻しを承認する住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

イ+ロ+ハ

- 3 この住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しは、次の基準日（ 年 月 日）までに限り、することができる。

注 2(2)の割合は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。